

補助金適正化懇談会
平成16年6月14日
政策経営部財政課

第3回補助金の適正化に関する懇談会

1 開 会 会 長

2 審議・意見交換 会 長

(1) 資料説明

補助金制度の現状

〔改革の視点と基本的方向〕

財 政 課 長

(2) 意見交換・質疑応答

3 閉 会

次回開催日程等について

補助金適正化懇談会資料

平成16年6月14日

平成16年度

杉並区補助金制度の現状

〔改革の視点と基本的方向〕

政策経営部財政課

補助金制度見直しの背景と改革の基本的方向について

杉並区の将来像

参画と「協働」による自治の強化

—自治基本条例の精神の徹底、真の住民自治の実現—

《新たな公共空間の創造》

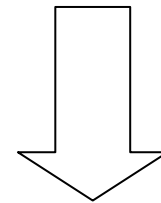
- ① 行政の領域の限定化
- ② 公共的サービス主体の多元化

三位一体の改革の実現（地方の自立を支える税財政改革）

—基幹税への税源移譲、自己決定・自己責任による行政経営—

—受益と負担の明確化、負担の公平化—

都区の役割分担・機能の改革
(財政調整制度・大都市事務等の改革)

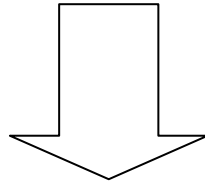


改革の視点

自立した地方政府

- 自主・自立の地域経営 ⇔ 「協働」の時代にふさわしい補助金制度
- 財政基盤の強化 ⇔ 補助金の政策効果と費用負担の適正化

現状の主な問題点



第2次行財政改革実施プラン

廃止や統合を含む整理・合理化

1 補助目的の希薄化

◎ 社会環境の変化に伴う補助目的の希薄化、政策補完的役割の達成など。

2 補助金の固定化・既得権化傾向

◎ 補助期間の長期化による固有財源化、自立的な活動意識への弊害など。

3 税の投入による事業効果の検証の不明確さ

◎ 公益又は有効性が具体的に明らかにされていない実態があることなど。

4 補助対象事業等の不明確さ

◎ 外郭団体への補助金・委託金の区分の曖昧さ。

◎ 補助金充当事業が必ずしも明確でない部分があることなど。

5 補助規準の不統一

◎ 金額の積算や補助率の考え方が必ずしも統一されていないこと。

◎ 類似する性格の補助金があることなど。

改革の論点

例示

1 自己責任の明確化・・・〔運営補助の廃止又は定率、定枠・上限化等〕

2 補助目的の再評価・・・〔政策効果の検証〕

3 補助金の終期の設定・・・〔サンセット方式の導入〕

4 国補助対象経費の明確化

5 外郭団体への委託金・補助金の区分、範囲等の明確化

6 加算措置のあり方

資 料 編

1	杉並区 21世紀ビジョン〔抜粋〕・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	杉並区自治基本条例〔抜粋〕・平成16年度予算編成方針とその概要〔抜粋〕・・・・・・・・	5
3	広報すぎなみ（平成15年11月1日号）〔抜粋〕・・・・・・・・	6
4	補助金の目的・形態別執行状況（総括表）・・・・・・・・	7
	政策目的又は政策誘導的な補助金・・・・・・・・	8
	団体活動の奨励又は振興的な補助金・・・・・・・・	10
	個人の経済負担軽減を目的とした補助金・・・・・・・・	12
	福祉施設への建設等補助金・・・・・・・・	14
	特別養護老人ホーム等建設助成モデルケース・・・・・・・・	15
	区が出捐している法人等への補助金・委託料の状況・・・・・・・・	16
	スポーツ振興財団における決算状況・・・・・・・・	18
	平成14年度個別外部監査結果〔抜粋〕・・・・・・・・	19
5	杉並区補助金上乗せ経費算定・・・・・・・・	22
	（参考）NPO基金及びみどりの基金における寄付金と補助金の流れ・・・・・・・・	23

1 杉並区自治基本条例

(平成15年5月1日施行 抜粋)

杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。〔中略〕

私たち区民は、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、杉並区における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

第9章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

2 平成16年度 予算編成方針とその概要〔抜粋〕

【新たな公共空間の創造へ】

地域の元気・活力を育むためには、区民の主体的な活動や地域の連帯を支えていくことのできる豊かな地域社会の実現が欠かせません。そのため、区民一人ひとりが持てる力を発揮し、区民と区とが協働して快適な生活空間を創造していくことが、元気・活力の源泉であり、こうした協働の仕組みづくりが制度改革とともに、もう一つの重要な自治の基盤であると考えております。

区民の価値観や生活実態が多様化する今日、社会や経済の閉塞感を乗り越え、元気と活力ある地域社会を再生していくためには、区民サービスにも多様な選択肢が必要となっており、しかし、こうした選択肢を行政だけで提供していくことは、専門性や効率性などの観点から限界があるとともに、区民がさまざまな形で享受できる、いわゆる公共サービスは、行政の独占領域でもありません。現に地域では、コミュニティ組織をはじめボランティア、NPOなど、さまざまな活動主体がそれぞれの分野で公共サービスを支えております。そこで、私は、先に触れました「地方制度調査会」が、昨年四月の段階で公表いたしました「中間報告」で提起しておりますように、個人をはじめ、このような地域の活動主体と区とが協働・連携して創造する活力ある生活空間を「新たな公共空間」として捉え、区民の知恵と力を結集していくことが重要と考えております。

そのためには、区民と区とがお互いの役割を認め合い、それぞれの適性や能力に応じた協働のシステムを構築していかなければなりません。区が責任を持って税を投入し、施策化を通じて区民サービスを提供していく領域を見極めていくとともに、区民と区との協働により、公共サービスとして区民生活に還元していく範囲を広げていくことが大切であると考えております。

私は、こうした観点から、協働を推進していくための指針として「人・まち・夢プラン」を策定いたしました。地域にはさまざまな知識や経験、能力をもった人材が集積しています。こうした地域の人材がいつでもどこでも気軽に地域参加できなければなりません。地域や区政への理解や関心を深め、意欲と熱意をもってさまざまな分野に参画できることが住民自治の原点であります。区民自らが杉並の将来像を語り、目標に向かって区民と区とが互いに連携して「新たな公共空間」を創造し、豊かな地域社会を築き上げていくため、協働の仕組みづくりの具体化を進めてまいります。

補助金の目的・形態別執行状況

(総括表)

区 分		対象・目的	事業数	金 額〔千円〕	
公益上の 必要によ る補助金 自治法 232条の2	主として 政策補完的・政策誘導的 補助金	団 体〔特定目的〕	45	1,743,812	(37.3%)
		個 人〔負担軽減〕	30	1,067,169	(22.8%)
		財団法人〔運営助成〕	7	1,190,089	(25.5%)
		社福法人〔建設助成〕	9	524,490	(11.2%)
		計	91	4,525,560	
	活動支援・奨励的補助金		48	151,126	(3.2%)
合 計			139	4,676,686	(100.0%)

〔注〕1 基金から執行する補助金（NPO活動資金助成・みどりの基金緑化活動助成金）を除く。

2 外郭団体は、〔社福法人〕社会福祉協議会、〔社団法人〕シルバー人材センターを含む。

3 金額欄の（ ）は、構成比

4 数値は、16年度予算ベース

3 個人の経済負担軽減を目的とした補助金

分類		補助金名称	事業の位置付 1実施計画 2重要施策	交付団体名等	対象者	16年度予算 (単位:千円)	15年度予算	14年度決算	備考
区民	1	震災時生活用水井戸整備補助金	実計・重施	登録井戸設置者	55	1,200	1,200	1,020	
	2	貸与宿泊施設区民宿泊費補助金	実計・重施	民営化宿泊施設(旧すぎなみ荘他3施設)利用者	4	100,000	105,074	89,106	
	3	政策提案事業補助金	実計・重施	協働事業提案者(NP 団体等)	5	5,000			
産業	4	空き店舗活用事業補助金	実計・重施	空き店舗入居者	7	7,000			
	5	SOHO開設経費助成	実計・重施	SOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)事業者	10	5,000	5,000		
	6	地域密着型事業コンテスト助成金	実計・重施	空き店舗所有者	1	2,800			
	7	体験型農園運営管理補助金	実計・重施	体験型農園運営者	1	800			
福祉	8	福祉サービス第三者評価事業補助金	実計・重施	福祉サービス第三者評価実施事業者	1	15,000	11,100		都補助金1/2
	9	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者交通費等助成	実計・重施	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者	16	39,534	38,784	33,604	
	10	家族介護者ヘルパー受講料助成金	実計・重施	家族介護者ヘルパー受講者	30	900	600	600	国補助金1/2 都補助金1/4
	11	介護保険住宅改修支援事業補助金	実計・重施	介護支援専門員等	300	600	3,400	2,092	国補助金1/2 都補助金1/4
教育	12	外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金	実計・重施	外国人学校通学児童生徒保護者	100	7,200	7,920	6,582	
	13	文化財保存事業費補助金	実計・重施	杉並区指定登録文化財所有者	103	1,610	24,580	1,550	
	14	幼稚園等園児の保護者に対する補助金	実計・重施	私立幼稚園等園児保護者	7,966	595,883	591,944	569,178	上乘
環境	15	木造賃貸住宅等建替促進事業助成金	実計・重施	木造賃貸住宅建替者	17	34,495	32,670	20,160	国補助金1/2 都補助金1/4
	16	都市防災不燃化促進助成金	実計・重施	不燃化建築物の建築主	9	35,100	23,400	31,681	国補助金1/2 都補助金1/4
	17	街なみ環境整備事業助成金	実計・重施	街なみ環境整備事業実施者	19	2,200	2,200	200	国補助金1/2 都補助金1/4
	18	高齢者住宅整備費助成	実計・重施	高齢者住宅建築主	12	22,584	22,580	22,541	
	19	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成金	実計・重施	マンション管理組合、区分所有者	5	40			
	20	民営自転車駐車場育成補助金(条例)	実計・重施	民営自転車駐車場設置者	1	3,110	3,500	0	
	21	私道排水設備補助金(条例)	実計・重施	私道排水設備工事実施者	670	25,620	25,620	25,454	
	22	雨水浸透施設設置助成金	実計・重施	雨水流出抑制施設設置工事を行う住宅等の個人の所有者	50	18,000	18,000	11,240	
	23	狭あい道路拡幅整備助成金(条例)	実計・重施	狭あい道路等拡幅整備実施者	500	70,861	70,861	61,706	
	24	浄化槽清掃経費助成金	実計・重施	浄化槽管理者	1	9	9	9	
	25	生けがき協定補助金(条例)	実計・重施	生けがき協定締結者	20	57	55		
	26	保護樹木等補助金(条例)	実計・重施	樹木・樹林・生けがきの所有者等	1,900	33,166	33,370	27,302	

3 個人の経済負担軽減を目的とした補助金

環境	27	接道部緑化助成金	実計・重施	接道部緑化整備実施者	95	4,650	4,650	3,660	
	28	屋上・壁面緑化助成金	実計・重施	屋上・壁面緑化整備実施者	475	10,000	10,000	1,468	
	29	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金	実計・重施	住宅用太陽光発電システム機器設置者	40	16,000			
	30	低公害車導入促進補助金・粒子状物質現象装置装着補助金	実計・重施	低公害車、低公害装置導入事業者	105	8,750			
		合 計				1,067,169	1,036,517	909,153	

特別養護老人ホーム等建設助成モデルケース

すぎなみ正吉苑の建設について

- 1 規模 敷地面積 2,968.49㎡ 建物面積 2,967.64㎡ 鉄筋コンクリート造地上3階建
- 2 建設期間 平成15年3月から平成16年1月
- 3 開設年月 平成16年4月

4 建設等資金全体図

(単位:千円)

	事業費	建設資金財源内訳				
		国庫補助金	都補助金	区・建設助成	自己負担金等	福祉医療機構借入金
用地費	1,123,000	0	585,000	0	107,600	430,400
工事費・初度備品費	962,468	546,161	73,179	83,503	70,925	188,700
合計	2,085,468	546,161	658,179	83,503	178,525	619,100

福祉医療機構借入金に対する区償還金助成	0
	158,000
	158,000

区補助総額	241,503
-------	---------

補助単価×ベット数
7/8

補助単価×ベット数
1/8

補助基本額から国補助金、都補助金、寄付金を差引いた額のうち区長が定める額

福祉施設や医療施設の整備等の貸付や民間福祉活動への助成を行う独立行政法人

5 区補助金の年度別予定額

(単位:千円)

	建設助成	償還金助成	合計額	備考
平成14年度	8,350	0	8,350	
15年度	75,153	0	75,153	
16年度	0	10,400	10,400	
17~25年度	0	93,600	93,600	10,400×9年
26~35年度	0	54,000	54,000	5,400×10年
合計	83,503	158,000	241,503	

建設助成(2年)
償還金助成(20年)

交付決定時に予算化

交付決定時に債務負担行為設定

区が出捐している法人等への補助金・委託料の状況(外郭団体等)

団体名	主な事業内容	基本財産	予算区分	16年度団体予算額	区補助金	依存率	15年度団体決算額	区補助金額	依存率	
財団法人 障害者雇用支援事業団 (平成10年10月設立)	1 障害者に対する就労機会の開拓及び提供 2 障害者に対する職業準備訓練の実施 3 障害者に対する職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他援助 4 事業主に対する雇用管理に関する事項についての助言その他援助 5 障害者雇用支援者に係る情報の収集・提供 6 障害者雇用支援者に対する研修の実施 7 杉並区から受託する施設の管理運営	5億円 (区全額負担)	総予算額	224,889	107,075	47.6%	192,726	82,264	42.7%	
			内 訳	運営費	16,811	8,005	47.6%	7,494	3,199	42.7%
				人件費	93,742	44,632	47.6%	77,951	33,273	42.7%
				事業費	114,336	54,438	47.6%	107,281	45,792	42.7%
			(うち区委託料)	13,037			13,332			
			委託料を除く予算額 (-)	211,852	100,328	47.4%	179,394	82,264	45.9%	
			財団法人 勤労者福祉協会 (平成4年4月設立)	1 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業 2 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業 3 中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等事業 4 中小企業勤労者のための福祉事業 5 都及び区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業	3億円 (区全額負担)	総予算額	265,171	105,000	39.6%	229,550
内 訳	運営費	27,665				9,219	33.3%	22,133	6,243	28.2%
	人件費	71,162				71,162	100.0%	70,610	70,610	100.0%
	事業費	166,344				24,619	14.8%	136,807	16,805	12.3%
(うち区委託料)	0						0			
委託料を除く予算額 (-)	265,171	105,000	39.6%	229,550	93,658	40.8%				
財団法人 スポーツ振興財団 (平成5年10月設立)	1 各種スポーツ教室の実施 2 野外スポーツ活動の普及 3 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者養成 4 区民体育祭やスポーツリクリエーション大会等スポーツ普及事業の実施 5 健康・体力づくりの実施及び相談 6 スポーツ情報の収集及び提供 7 杉並区から受託するスポーツ施設の管理運営	5億円 (区全額負担)	総予算額	1,110,263	448,542	40.4%	1,037,774	402,805	38.8%	
			内 訳	運営費	11,677	11,677	100.0%	14,714	14,714	100.0%
				人件費	377,505	377,505	100.0%	357,209	357,209	100.0%
				事業費	721,081	59,360	8.2%	665,851	30,882	4.6%
			(うち区委託料)	419,265			410,815			
			委託料を除く予算額 (-)	690,998	448,542	64.9%	626,959	402,805	64.2%	
			杉並区文化・交流協会 (平成12年4月設立)	1 文化・芸術に関する鑑賞事業 2 文化・芸術活動の育成・振興事業 3 友好都市等の友好親善の推進に関する事業 4 外国都市及びその市民との芸術・文化・スポーツ及び産業等の交流に関する事業 5 地域における国内・国際交流の推進及び調査並びに相談に関する事業 6 交流団体の育成・振興事業 7 協会の広報及び情報の提供に関する事業	0	総予算額	98,455	65,632	66.7%	97,603
内 訳	運営費	7,188				6,988	97.2%	6,339	6,339	100.0%
	人件費	22,129				22,129	100.0%	17,076	17,076	100.0%
	事業費	69,138				36,515	52.8%	74,188	36,837	49.7%
(うち区委託料)	0						0			
委託料を除く予算額 (-)	98,455	65,632				66.7%	97,603	60,252	61.7%	
杉並区土地開発公社 (昭和63年4月設立)	1 地域の秩序ある整備を目的とし、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行う	1千万円 (区全額負担)				総予算額	261,503	576	0.2%	811,327
			内 訳	運営費	581	576	99.1%	290	286	98.6%
				人件費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
				事業費	260,922	0	0.0%	811,037	0	0.0%
			(うち区委託料)	0			0			
委託料を除く予算額 (-)	261,503	576	0.2%	811,327	286	0.0%				

区が出捐している法人等への補助金・委託料の状況(外郭団体等)

団体名	主な事業内容	基本財産	予算区分			16年度団体予算額	区補助金	依存率	15年度団体決算額	区補助金額	依存率
			総予算額	内訳	(うち区委託料)						
社団法人杉並区 シルバー人材センター (昭和54年3月設立)	1 高齢者の就業に関する事業 2 高齢者に対する簡易な仕事に対する知識・技能の付与を目的とした講習の実施	0	総予算額			1,045,598	168,544	16.1%	1,070,274	161,864	15.1%
			内訳	運営費		96,479	51,049	52.9%	147,874	46,497	31.4%
				人件費		127,072	106,752	84.0%	118,772	102,690	86.5%
				事業費		822,047	10,743	1.3%	803,628	12,677	1.6%
			(うち区委託料)		453,520	/	/	400,441	/	/	
委託料を除く予算額 (-)		592,078	167,866	28.4%	669,833	161,864	24.2%				
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 (昭和27年4月設立)	1 社会福祉を目的とする事業の企画実施 2 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業 3 共同募金事業への協力 4 老人居宅介護等事業 5 老人デイサービスセンターの設置運営 6 福祉サービス利用援助事業 7 NPO・ボランティア活動推進事業 8 住民参加型在宅福祉サービス事業	300万円	総予算額			1,332,733	294,720	22.1%	1,176,691	246,529	21.0%
			内訳	運営費		269,132	11,995	4.5%	234,215	10,845	4.6%
				人件費		659,420	249,051	0.0%	550,743	205,855	37.4%
				事業費		404,181	33,674	8.3%	391,733	29,829	7.6%
			(うち区委託料)		92,201	/	/	124,320	/	/	
委託料を除く予算額 (-)		1,240,532	264,720	21.3%	1,052,371	246,529	23.4%				
合 計						1,190,089			1,047,658		

社会福祉協議会に対する補助金については、下記の4つをまとめた

補助金名称	平成16年度予算額	平成15年度決算額
社会福祉協議会運営費補助金	233,773	190,913
福祉サービス支援センター活動推進費補助金	5,754	3,005
NPO・ボランティア活動推進センター補助金	49,433	52,611
高齢者入居支援制度補助金	5,760	0
合 計	294,720	246,529

スポーツ振興財団における決算状況(平成15年度)

1 組織、人員の状況

区分		人員数	備考
1	理事会	15名	常勤理事1、非常勤理事14
2	監事	2名	
3	評議員会	20名	
4	事務局	区派遣職員	15名
		事務職員	51名
		事務補助員	65名
		非常勤職員	1名
合計		169名	

2 財政状況(決算)

(単位:千円)

区分	財団決算額	経費内訳						主な内容	
		補助金	構成比	委託金	構成比	独自財源	構成比		
事業費	人件費	262,670	262,670	100%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員 5人 ・事務職員 51人 ・事務補助員 65人 ・非常勤職員 1人
	各種事業費	665,851	30,882	4.6%	410,815	61.7%	224,154	33.7%	<ul style="list-style-type: none"> 補助金 ・各種スポーツ事業の実施経費 ・区民体育祭の実施経費 委託金 ・区立体育施設管理委託(14施設) 独自財源 ・施設利用料収入等
	小計	928,521	293,552	31.6%	410,815	44.3%	224,154	24.1%	
管理費	管理人件費	94,539	94,539	100%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員 10人 ・役員(常務理事)1人
	本部運営費	14,714	14,714	100%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・公租公課(消費税) ・本部維持経費分担金(清掃費等) ・理事会等費用弁償 ・消耗品等
	小計	109,253	109,253	100%	-	-	-	-	
合計	1,037,774	402,805	38.8%	410,815	39.6%	224,154	21.6%		

財団法人杉並区スポーツ振興財団の概要

(平成14年度個別外部監査結果抜粋)

1 財団の設立の経緯

杉並区の体育館等の運営はスポーツ振興会という任意団体が行っていたが、区から独立した事業として安定的に運営するために、区が基本金全額(5億円)出捐し「財団法人杉並区スポーツ振興財団」を設立したものである。

財団法人は民法第34条に基づき設立された公益法人であるが、設立の経緯から杉並区及び同教育委員会(以下「区」という。)と密接な関係を有している。

杉並区との関係は、職員の派遣受入、事業に対する補助金の収受、施設の管理運営の受託であり、法律的には独立した団体であるが、実質的には杉並区と一体的に運営されている。

2 業務の概要

財団が寄附行為の定めに基づき実施している事業及び当該事業の詳細は以下のとおりである。

第4条	内容	事業の詳細	収入の源泉
1号事業	各種スポーツ教室の実施	各種スポーツ、野外スポーツ及びニュースポーツに関する、スポーツ教室の企画、開催	参加料収入 直接要する実費部分(施設利用料、保険料、消耗品費等) 区からの補助金 その他の講師料、企画に要した人件費等
2号事業	野外スポーツ活動の普及		
3号事業	ニュースポーツの普及		
4号事業	スポーツ関連団体の育成・支援及び各種スポーツ指導者養成	財団が実施する教室に関連し、指導者養成のための講習会の企画、開催	参加料収入 直接要する実費部分(資料代等) 区からの補助金 その他の講師料、企画に要した人件費等
5号事業	区民体育祭やスポーツレクリエーション大会等スポーツ普及事業の実施	春・秋のイベント及び、区の教育委員会や体育協会加盟連盟等との協賛イベントの実施	区からの補助金
6号事業	健康・体力づくりの実施及び相談	区民の体力維持推進に寄与する教室や体力測定等の実施	参加料収入 直接要する実費部分(施設利用料、保険料、消耗品費等) 区からの補助金 その他の講師料、企画に要した人件費等
7号事業	スポーツ情報の収集及び提供	広報誌の発行等	区からの補助金 広告料収入
8号事業	杉並区から受託するスポーツ施設の管理運営	杉並区保有の体育施設の管理運営	施設の利用料金 区からの受託金及び補助金

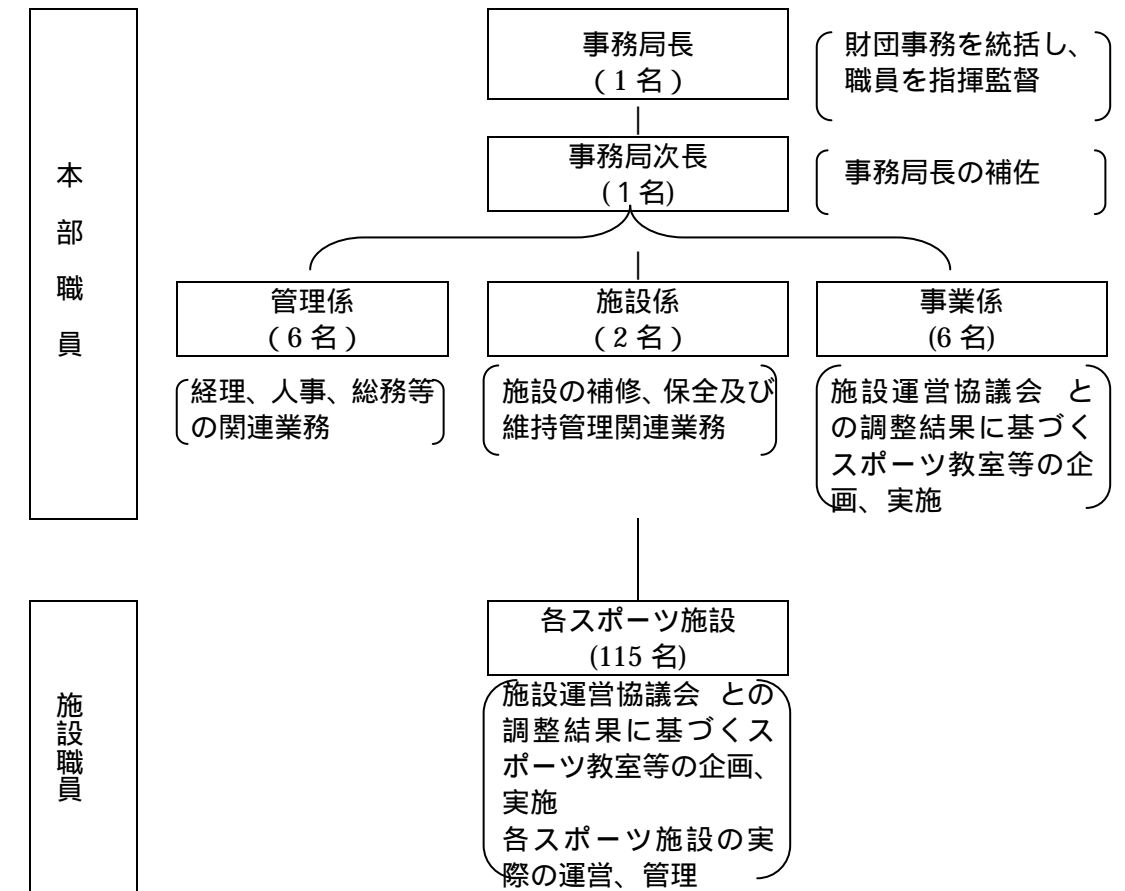
3 組織、人員の状況

財団の組織、人員の状況及び実施業務は以下のとおりである。

(平成14年4月1日現在)

組織名	業務内容	人員数
理事会	財団の代表機関かつ執行機関であり、重要な業務執行について最終意思決定を行う機関。関係各団体、区職員及び学識経験者の中から後述する評議員会が理事の選任を行う。(年3回開催)	15名
監事	理事の業務執行を監査するための機関であり、評議員会が選任する。	2名
評議員会	理事を選任し、また理事長の諮問に応ずる機関。区民、議員及び学識経験者から理事会が選任する。(年2回開催)	20名
事務局	財団の具体的な事務処理を行う組織であり、事務局員の任命は理事長が行う。事務局の詳細は下記のとおりである。	131名

<事務局の詳細>



施設運営協議会
財団の実施事業が区民ニーズに適したものとなるよう区民参加方式により設置する協議会

(注) 上記施設職員のうち区職員OBは12名である。

4 財務の状況（収支計算書）

（1）収支計算書の推移

（単位：千円）

収入項目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
基本財産運用収入	5,189	5,457	4,900
参加料収入	14,012	11,624	8,992
事業受託収入	-	-	1,150
体育施設利用料収入	-	-	206,729
区補助金収入	448,848	441,892	424,493
区受託金収入	459,917	451,410	426,397
雑収入	5,099	6,380	6,921
(A)収入合計	933,065	916,763	1,079,582

（事業費）			
非常勤報酬	2,232	5,232	5,232
人件費(給与及び福利厚生費)	296,580	300,919	284,055
修繕費及び消耗品費	46,813	55,882	47,959
光熱水費	-	-	138,905
賃借料	22,853	22,420	19,499
謝礼金等	34,563	27,323	21,451
負担金支出	16,368	13,355	69,282
委託費	399,468	383,508	385,478
その他	9,286	4,942	8,232
合計	828,163	813,581	980,093
（管理費）			
人件費(給与及び福利厚生費)	96,062	92,023	93,778
その他	8,586	7,668	8,331
合計	104,648	99,691	102,109
(B)支出合計	932,811	913,272	1,082,202

収支差額(A-B)	254	3,491	2,620
-----------	-----	-------	-------

5 外部監査の結果 区からの補助金等の妥当性

（1）補助金・受託金の法的根拠

補助金については地方自治法第 232 条の 2（寄附又は補助）を根拠条文として、「杉並区財団法人に対する助成に関する条例（平成 2 年 条例第二号）」及び「杉並区財団法人に対する助成に関する条例施行規則（平成 2 年 3 月 29 日）」に基づき収受が行われている。

また、受託金については地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）を根拠条文として、「杉並区体育施設等に関する条例（昭和 32 年 条例第三号）17 条」「都立和田堀公園野球場の管理等に関する規則（昭和 50 年 教委規則第二号）」及び「杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則（昭和 57 年 教委規則第十号）」に基づき収受が行われている。

（2）補助金・受託金に対する見解

補助金と受託金の対象の明確化について

現在、補助金と受託金については上述のとおり支給対象が分けられている。しかし、実際に数期間比較すると補助金対象となる支出と受託金対象となる支出が変わっており、予算という歯止めはあるものの結果的には財団の費用全額を補助金及び受託金で賄っているというのが実情である。また、受託金対象か補助金対象かが原則として外注費か否かで峻別されているため、業務の効率化の観点から職員が行っていた業務を外注化する、逆に外注化していた業務を職員が実施するという試みが行えない状況が見られる。

本来的には、補助金はスポーツ振興の目的のため、受託金は各スポーツ施設の維持管理のため、区から支出されたものであり、財団においても実施する事業に応じて補助金と受託金を区分して把握すべきであると考え。このため、受託金に関しては施設管理のための外注費等だけでなく施設管理に必要な人件費も対象に含めることが必要である。

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき財団は「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」ことを目的として受託金を収受していることから、受託金は現在のような外注費に限定されることなく施設管理に必要な人件費も対象とすることが必要である。

また、財団の施設運営の効率化から生じた受託金の残額については、施設の維持向上のため財団が自主的に利用できる体制を確立することで、財団の自主的運営を促進することが必要と考える。

補助金及び受託金の算定方法について

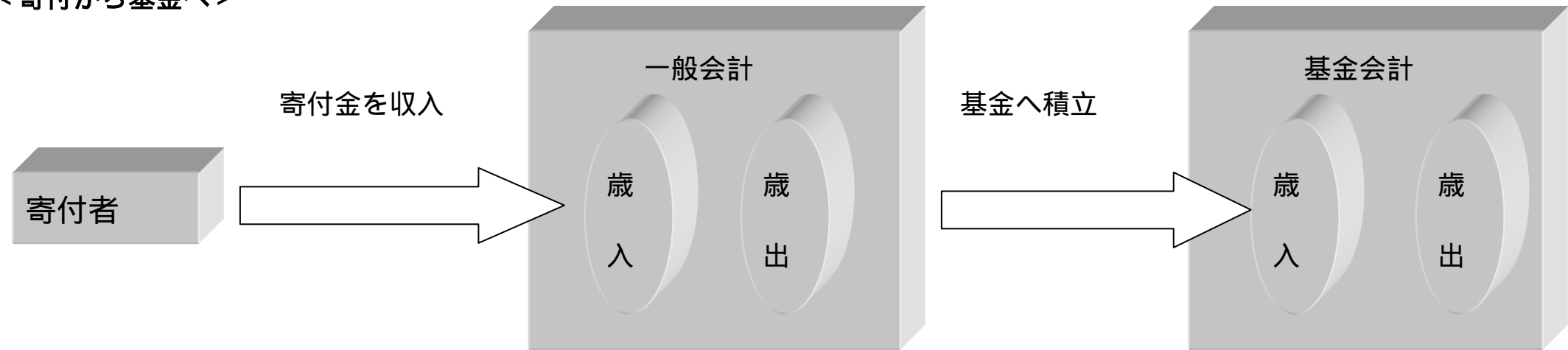
補助金及び受託金については、前年度の財団の経費使用実績に基づき概算額が決定され、最終的に財団が年間要した経費全額を賄うよう最終の精算が行われているのが現状である。平成 13 年度より「利用料金制度」や「定額補助制度」の導入が行われたが、最終的な余剰部分については区の財政事情から返還される形となっており、経費削減等の効率的な事業運営に対する誘因が働きにくい仕組みとなっている。

補助金については区が年度毎定める事業を、受託金については区が保有する施設運営を、それぞれ民間企業又は他の公益団体等に委託した場合の金額を基礎に決定することで、補助金額及び受託金額が実勢価格に基づき決定されるようにする必要がある。また、財団の経営努力の結果生じた余剰資金については財団の寄附行為に従った他の事業への転用を可能とすることで、財団の自主的運営を促進することが必要である。

(参考)

NPO基金及びみどりの基金における寄付金と補助金の流れ

1 <寄付から基金へ> ~



2 <基金から団体へ> ~

